

総務文教常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成28年12月12日(月)午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	平原 志保 君
委員	新橋 実 君	委員	常盤 信一 君
委員	岡村 一二三 君	委員	池田 守 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	川村 直人 君	総務課長	橋口 洋平 君
人事研修G長	種子島 進矢 君	人事研修G主任主事	安田 一騎 君
溝辺地域振興課長	川崎 秀一郎 君		
隼人地域振興課長補佐	波平 和光 君	隼人地域振興G長	長丸 広美 君
隼人地域振興G主査	中見 嘉雄 君	隼人地域振興G主任主事	西野 克伸 君
税務課長	谷口 信一 君	収納課長	永重 博章 君
税務課長補佐	貴島 信幸 君	収納課長補佐	萩元 隆彦 君
固定資産税G長	山元 幸治 君	収納第1G長	新門 勝利 君
収納第2G長	齋藤 学 君	固定資産税Gサブリーダー	吉永 利之 君
市民税Gサブリーダー	岩元 勝幸 君		
消防局長	馬場 勝芳 君	消防局総務課長	堀ノ内 剛 君
消防局警防課長	喜聞 浩志 君	消防局総務企画係長	神水流 崇 君
消防局経理兼装備係長	岡留 博 君	警防課主幹兼消防団係長	蔵元 裕二 君
企画部長	塩川 剛 君	行政改革推進課長	木野田 隆 君
行政改革G長	森山 勇樹 君	行政改革Gサブリーダー	村岡 新一 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳留 要一 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第79号 霧島市部設置条例の一部改正について

議案第80号 霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

議案第81号 霧島市税条例等の一部改正について

議案第82号 霧島市都市計画税条例の一部改正について

議案第83号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第96号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第112号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について

議案第118号 霧島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

- 議案第128号 霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第129号 霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について
- 議案第130号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第131号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

○委員長（前島広紀君）

ただいまから、総務文教常任委員会を開会します。本日は、去る12月6日及び12月9日の本会議で当委員会に付託されました、議案24件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

- △ 議案第96号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第80号 霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

それでは、ただいまから審査に入ります。まず、議案第96号、霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、を審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

それでは、議案第96号、霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第80号、霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、を合わせてご説明申し上げます。これらの条例の一部改正は、霧島市新川防災センター及び霧島市西郷公園の使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ることを目的に、額の改定を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。まず、新旧対照表の3ページをお開きください。新川防災センターの使用料につきましては、現行の待機室使用料220円を200円に、厨房使用料180円を240円に改めようとするものであります。次に、新旧対照表の52ページをお開きください。西郷公園の使用料につきましては、現行の和室使用料170円を250円に改めようとするものであります。以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（前島広紀君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する議案2件の質疑を行います。まず、議案第96号について質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

議案第96号西郷公園の関係でありますけれど、基本使用料を47%値上げするという提案であります。年間の利用状況を御説明いただけませんか。何人ぐらいが利用をして、収入でどれぐらいあるのかということについて。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

西郷公園の和室に関しては、今までもなんですけど、収入というのは、ほとんどありません。行政がらみで、その地域活性化、溝辺の中で西郷公園の明日を見つめる会議というのがありますが、そこ含めて行政が入って、使用したりそういうのがあって、ほとんど他団体が来られて使うということは今までないようで、収入に関してほとんどないということでもあります。

○委員（宮内 博君）

ほとんどっていうのはゼロではないということですよ。数的にそれが把握をされていないということなのか、それともいわゆる使用料を徴収できない公的な団体の使用等ですね、そういうものがこの基本にあるかというふうに思うんですけど、その辺のところはどうなのかっていうことについては分かりませんか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

現在でもその使用というのはほとんどないのですが、以前のところを見ますと地域活性化会議に行政が入っての開催や、ある団体が入ってそこを使用したとかという実績はほとんどないということでございます。和室の中を見ますと一応展示物とかがあり、そこにお客さんが入って見るということはあるかもしれませんが、そこで会合等というのは、その見つめる会議以外でやっているものはほとんどないということでございます。

○委員（宮内 博君）

公園そのものの利用者数は、年間何人ぐらいになるのですかね。今回は和室の利用料の提案でありますけれど、その辺が分かっていたら御説明をいただきたい。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

平成 25 年度からの入場者数ということでよろしいですか。平成 25 年度が 3 万 1,063 名、平成 26 年度が 2 万 3,065 名、平成 27 年度が 2 万 1,574 名という実績になっています。それ以前は多かったみたいですが年々、二万から三万の間の入場者数があるということでもあります。

○委員（宮内 博君）

基本的に入場料は無料ですよ。その中で和室の使用料を値上げするということなのですが、ほとんど利用がないということは収入としては計上できないということになるわけですが、それにも関わらず値上げをするというのは、先ほど部長がおっしゃった他の施設との均衡といえますか、そういうこと以外にはないと言うことでしょうか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

今、委員がおっしゃられた通りだと思うのですが、ほかとの整合性を兼ねて条例上では回廊の部分と和室の部分があり、回廊が 1 時間 10 円ということで、ここの部分は文化協会と市のほうで占有して使っていますので改定はしない。和室の部分を先ほど言われたように改定の考え方として、他の会議室と整合性を取るということで、この和室の部分が 162 ㎡ありますので、それに合わせて 25 円に改定したということでございます。

○委員（宮内 博君）

料金を払って使用する方がいないということでの改定というのに実際に意味があるのかなと思うのですが、であるならば、その料金を据え置いて、いわゆる入場料を払って利用する人をどう増やすかということの議論が先ではないのかなというふうに思いますけど、2 万数千人が利用をしていて、その中でその利用料を払って、そういうせっかく造った施設を利用するという方がいらっしやらないという点でももう少し改善の余地はなかったのかですね。その辺の議論があったのであればお示しをいただければ。

○総務部長（川村直人君）

この和室につきましては、地域振興課長が答弁したとおりでございます。今後、この和室を使って使用料を上げるべきではないかという委員の御指摘ですけれども、それもその通りであると思います。また特に、この西郷公園につきましては西郷公園そのものの在り方というのを庁内でも検討を進めてきているところでございます。なかなか外のほうから西郷公園が見にくいと、銅像はあるわけなのですけれども、建物の使い勝手とか様々な指摘がなされておまして、庁内でも入場者の増に向けてどういうことをしていったらいいかという協議はしているところでございます。また、もうすぐ、明治維新 150 周年ということもありまして、非常に注目される施設でもありますので、霧島市でも何とかこの西郷公園の集客力を高めて、アピールをしていきたいというようなことでございますけれども、現状の施設のままでは限界があるというようなことで、今後、市、地域の方々、

関係者の皆様ともここの活用については検討していきたいということになっております。

○副委員（平原志保君）

西郷公園のところは指定管理が入っているのですが、幾つかに分かれていますよね。バレルバレーさんともう一つはどちらがされていましたか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

今、西郷公園は指定管理されておられません。バレルバレーの建物だけは、西郷公園の施設の目的外使用ということで使用料を取って、その業者に賃貸しているという形であります。管理は市のほうでやっているということで指定管理はされていません。

○副委員（平原志保君）

指定管理ではなかったのですか。使用料は幾らを頂いているのですか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

平成 28 年度は中途からでしたので年間はないのですが、年間約 220 万円弱だと思います。今年は 10 月過ぎから中途からでしたので、今年の使用料自体が半年分で 109 万ちょっとです。

○副委員（平原志保君）

そうしますと、こちらの回廊とか、和室とかの使用というか使い方ですね。こちらはバレルバレーさんに工夫してやってくれていいことは言えないわけですね。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

今、言われた通りだと思うのですが、回廊自体は市の絵巻のレプリカの展示とか、文化協会が年間を通し展示用として一応使用許可が出ていますので、和室につきましては、今回バレルバレーさんが入ったということで、臨機応変に応じて使っていただければいいというような感じではいるのですが、その前までは 1 回、1 回、使用申請を出してもらわなければならないということになりますので、そこは臨機応変に使用料を取るか取らないかを判断しながらやっていきたいということです。

○委員（新橋 実君）

中身は詳しくないのですが、和室が 162 ㎡でしたかね。和室以外にはその洋室とかはないのですか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

和室と先ほど出た展示をする回廊、バレルバレーが入っている建物ともう一つ茶室があるのですが、シロアリに食われて使えない状態で使用禁止というふうになっています。

○委員（新橋 実君）

そういった中で、和室を使う場合に電気代等も掛かるわけですが、エアコンなどはあるのですか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

エアコンが入っています。

○委員（新橋 実君）

利用者はいないということでしたが、そういった場合に使用料にその分は含まれた金額で、類似施設と料金を合わせるとのことであつたのですけども、その類似施設というのはどういったところと合してあるのかその辺をお伺いします。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

先ほども少し申し上げましたけど、今回の料金改定の考え方ということで一応区分がありまして、和室についても会議室と同様にその面積に応じてということなんです。121 ㎡から 180 ㎡の間は 250 円とするような原則を持っていますので、そこに合して 250 円にしたということでもあります。類似施設については、いろいろ見てみますが、あのような施設はないのですか。施設の中に和室があつて、洋室があるというところはあるのですが、離れの和室みたいなところであるものですから、他の地域を調べてもないということで、面積に応じて 250 円にしたということです。

○委員（新橋 実君）

それも分かるのですが、普通ですね、エアコンというのは別にお金を入れて料金を別料金で取る

ところもあるわけですが、そういったのはどういう形になっているのですか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

公園内の電気代ということでしています。

○委員（新橋 実君）

ほかの類似施設もすべてそういった形で面積だけですべて、そういった形になっているということと理解していいですか。

○総務部長（川村直人君）

エアコンについては、別に料金などを入れてするところもありますし、通常の建物が一体型となっているところについては、そこだけというのはできない、別々にできるところはそういう空調を入れたときには空調のお金をくださいということもあると思うのですが、施設によって空調の仕組みが違うものですから、個々によって違うということでございます。

○委員（新橋 実君）

先ほど宮内委員が言われましたけども、できるだけこの場所の利用については、いろんなところが公園を利用されるので、できるだけ和室を利用するような形を今後は取っていただきたいと要望しておきます。

○委員（常盤信一君）

47%の値上げをされて、経済的な効果というのも当然考えていらっしゃるのだらうと思いますが先ほど部長のほうから言われましたように、明治維新 150 年なり、あるいは平成 30 年からの大河ドラマなり、一定の効果もまたあるのだらうというふうに思いますが、アップすることによってどれぐらいの収入を想定されておられるのか、あるいは先ほど言われたように今後見直しも含めて西郷公園自体の議論をしなきゃならないというふうに言われたわけですが、そこら辺も含めてもうちょっと、明快に、明らかにしてほしいなと思うのですがいかがでしょう。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

先ほど 3 年間分の入場者数も申し上げましたけど、あれはほとんど一定の人であります。和室を使うとかそういう方々ではありませんので、観光で来て銅像の前で写真を撮るとかそういう形が多いです。先ほど総務部長から話がありましたように今から在り方をいろいろ考えていかないと、和室をちゃんと使用料を上げて整合性がとれない部分もあるのですが、それと修繕費が必要な部分もあって、今の和室でどうかということもあります。これから西郷公園全体をどういうふうにしていくか、改修していくかというのを考えて、その中で和室が必要なのかという考えもあると思います。今後どういうふうにしていくか、これから方向性が決まってくると思いますので、今の状況では和室はそのままということで、ほとんど使われることはない今の状況であれば、和室を使って何かしなければならぬとなれば、何か催しものをされる時に使われるとか、明日を見つめる会議があるときに使うとかそれぐらいしかないので、全くの部外者が来られて和室を使ってということはありませんので、これから先そこら辺りも含めて改修とかいろいろ出てくると思うんですけど、方向性がまだちょっと在り方が決まっていないので、そこら辺がちゃんと決まってからそこも含めて検討していきたいと思っています。

○総務部長（川村直人君）

今回の和室の使用料改定に実際その有料の実績がないわけですので、上げても実質的には収入増ということは見込めないというような予測はしているわけです。しかしながら、この今回の使用料改定の目的が類似施設は同様な取り扱いをしようということで、今回お願いしているわけですが、今地域振興課長が申しますように今後、西郷公園の在り方、今までもいろいろ検討してまいりました。それで非常に先ほども申しましたけれども、道路沿いの木が大きくなっておって銅像が見にくいとか、あるいは、ちょうど空港から道路に出るところ、以前はそこに信号機があって交差点もあったわけですが、空港の駐車場の位置が変わりまして、その交差点は閉鎖されています。ちょうどその閉鎖されている交差点が西郷公園の目の前にあるわけです。西郷公園の駐車場

に大型バス等が行くにしても非常に狭いというようなこともありまして、道路なども観光バスが入れるようにして観光バスの駐車ができるようなスペースにしたほうがいいのではないかとかですね、もう少し抜本的な見直し、あの西郷銅像を更に生かすためにはどうしたらいいかというようなことまでですね、協議をずっとして来ております。ですから、今後、この和室だけではなくて、先ほど申しましたように西郷公園の在り方そのものをもう少し検討しないと西郷公園を生かし切れていないという実情がありますので、ここはもう少し検討していかなければならないと思います。ただ、150周年がどんどん近づいてくるものですから、その辺についてもスピード感を持って対応しなければならぬというふうに考えております。

○委員（常盤信一君）

そうしますと、公園の在り方の方向性を出していただくのは、いつを目途にされて今から議論をされるのですか。

○総務部長（川村直人君）

具体的な時期というのは明言をできませんけれども、先ほど言いましたように150周年が近づいてきていると、それからNHKの大河ドラマ（せごどん）がありますので、そういうのがあるときに生かさないといけないのではというようなこともありますので、できるだけ早くというふうに考えております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、次に議案第80号について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

新川防災センターの関係でありますけれど、これにもそれぞれの利用実績、それから利用収入ですね、それをまず示していただきませんか。

○隼人地域振興課長補佐（波平和光君）

利用状況につきましては、使用料を支払って、ここを使っているところはございません。

○委員（宮内 博君）

年間のその使用人数とかいうのも分かりませんかでしょうか。

○隼人地域振興課長補佐（波平和光君）

利用状況を平成25年度から申し上げますと916人、平成26年度が1,732人、平成27年度が1,513人でございます。

○委員（宮内 博君）

今回、利用実績を示すものはないということですが、使用料を払って利用している実績としては報告できないということなのですが、まず一つは値下げの部分がありますよね、待合室20円に値下げがなされるわけですが、その一方で厨房施設については33%、60円の値上げをするということでありまして、これもその利用の如何に関わらず先ほど部長がおっしゃった、他の施設と同じような形で調整をしたと、それだけの理由ということでしょうか。

○隼人地域振興課長補佐（波平和光君）

その通りでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時31分」

「再開 午前10時32分」

△ 議案第112号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩に引き続き会議を開きます。次に、議案第112号、霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について、を審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（馬場勝芳君）

議案第112号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について、ご説明申し上げます。霧島市消防団横川方面隊拠点施設の使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ることを目的に額の見直しを行うため、本条例の所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、本条例別表において規定する佐々木分団赤水地区拠点施設、安良分団横伏敷地区拠点施設及び山ヶ野分団古城地区拠点施設の1時間あたりの基本使用料を現行の220円から200円に改め、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。以上説明いたしました、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（今吉歳晴君）

目的外使用というのはどういうものが対象となりますか。

○消防局長（馬場勝芳君）

消防団の詰所ということでございますので、それが目的の施設でございます。ですから、それ以外の目的で使用される場合に使用料を徴取いたしますということでございます。例えば、自治会が総会とか役員会を行うときは使用料をいただきますということです。また、JAさんが集落への説明そういったものを開催するときにも目的外ということで使用料を徴収する。この施設の目的は消防団の詰所ということであります。

○委員長（今吉歳晴君）

消防団以外が使用した例は実際なかったものですから、消防団活動以外に使用は許されるのですか。消防団詰所というのは。

○消防局長（馬場勝芳君）

横川のほうでは詰所を建設されたのは同時期でございます。平成15年、平成16年、平成16年ということですから、同じ時期に造られているわけですがけれども、やはり自治会の集会所を別に造るとなると、かなりの費用が掛かりますので、しかしながら、そういった集会所としてあまり頻繁に使われることがなかったのだらうと思われるのですが、消防団の詰所をそういうものと並行して使えるようにするために条例をこのように制定したものだというふうに思います。

○委員長（今吉歳晴君）

実際の徴収の実績は。

○警防課長（喜聞浩志君）

3拠点施設の使用状況につきまして、平成26年度で21回、21回のうち3施設で20回使用しております。そのうち13回が免除申請を頂いて料金を徴収しておりませんが、8か所については料金を徴収いたしまして3,300円徴収しております。平成27年度が21回の使用で8回が免除、13回が料金を徴収いたしまして6,600円、本年度が10月末日までに17回使用いたしまして、そのうち14回が免除、3回が料金を徴収いたしまして1,980円料金を徴収しております。

○委員（新橋 実君）

免除申請というのはどういったのが免除申請の対象になるのですか。

○警防課長（喜聞浩志君）

免除の申請をいただくものにつきましては、公共的なもの、先ほど局長のほうからお話がありましたが、自治会等の活動、PTA活動、敬老会活動というようなものに使うものにつきましては、免除申請を出していただいて料金を免除しております。

○消防局長（馬場勝芳君）

今の修正をさせていただきます。自治会につきましては有料ということで徴収をさせていただいております。あと行政機関が使用する選挙事務とか、あるいは検診については無料、減免をしております。あと学校のPTA活動、敬老会につきましても減免をしている。先ほどいいました個人とか企業等が説明会等で使われる場合、JAを含めてですが、そういったものについては有料ということでございます。

○委員（岡村一二三君）

使用実績の関係、平成26年度に21回ということでありましたが、このところもう一回ゆっくり説明をお願いします。

○警防課長（喜聞浩志君）

平成26年度の21回についての詳細を説明します。赤水拠点施設で10回使用していただいてのうち7回を免除いたしまして、3回が料金を徴収しております。古城地区拠点施設につきましては、8回使用いたしまして、そのうちの3回を免除いたしまして、5回が料金を徴収しております。横伏敷拠点施設につきましては、3回利用をいただいて3回とも料金を免除しております。

○委員（宮内 博君）

今回の使用料の改定の中で、今、数少ない引き下げの提案となっているのですが、先ほど新川防災施設の関係でも少し議論したところがありますけど、同じようにここも値下げの部分があったのですが、それはその他の施設と均衡を合わせるということだけの理由なのか、それとも利用の状況から見て実際に公共的といいますか、利用頻度が高いということなども考慮したのかということについて少し御説明をください。

○消防局長（馬場勝芳君）

今回の見直しにつきましては、会議室というような見直しにつきましては全部同じようにしております。会議室を四つの区分に分けて1㎡から60㎡、61㎡から120㎡、121㎡から180㎡、181㎡以上の四つ区分ですべて料金の算出をしたということでございまして、ほかの施設と合わせたということでございます。佐々木分団の赤水地区拠点施設が84㎡、それから安良分団の横伏敷地区拠点施設が65㎡、山ヶ野分団の古城地区拠点施設が72㎡ということで61㎡から120㎡の区分に入っておりますので、これはすべて200円ということに統一するというところでございます。

○委員（岡村一二三君）

くどいようですが、回数の中に免除という説明がありました。例えば平成26年度、先ほど言われました。10回のうち7回が免除、8回のうち3回が免除という説明だったのですが、あと横伏敷が3回のうち3回免除、この免除外については役員会とか総会に使って使用料をもらったというふうに理解してよろしいですか。

○消防局長（馬場勝芳君）

自治会の総会、役員会で使用された場合につきましては、有料ということで料金を徴収しているということでありまして。この中で自治会の総会、役員会、あるいはJAさんの説明会そういったものにつきましては有料ということでいただいております。あと免除した分につきましては行政機関が使ったものと学校のPTA活動、敬老会につきましては減免をしています。

○委員（岡村一二三君）

理解しづらいのですが、その自治会行事の敬老会だろうと思うのですが、自治会活動の中の敬老会を免除しているというのには、理解しづらいのですが、どの規定を当てはめてされたのですか。

「休憩 午前10時38分」

「再開 午前10時41分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。岡村委員からの質疑については、後もってお願いします。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時42分」

「再開 午前10時46分」

△ 議案第79号 霧島市部設置条例の一部改正について

議案第118号 霧島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第79号、霧島市部設置条例の一部改正について、及び議案第118号、霧島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、を審査いたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（塩川 剛君）

議案第79号「霧島市部設置条例の一部改正について」及び議案第118号「霧島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」は、いずれも平成29年4月1日付けの組織再編に関連した議案でありますので、一括して御説明いたします。本市におきましては、限られた職員でより効果的・効率的な行政運営を行っていくため、平成23年3月に策定した霧島市組織機構再編計画（第2次）において、これまでの「総合支所・分庁方式」から「本庁方式」への移行や、抜本的な組織再編等に関する基本方針を定めており、これまで本計画等に基づき、業務・職員の段階的な本庁への集約や、国分庁舎増築工事等の取組を進めてきたところであります。来年5月を予定しております増築庁舎の供用開始により、教育委員会及び選挙管理委員会の国分庁舎への集約及び既存庁舎も含めた国分庁舎全体の課等の配置変更が可能となることから、それらを見込んだ組織の再編を平成29年4月1日付けで実施しようとするものであり、今回、関係する条例の一部改正及び新規制定を行おうとするものであります。詳細につきましては、行政改革推進課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○行政改革推進課長（木野田隆君）

引き続き、議案第79号及び第118号について、ご説明いたします。はじめに、今回の議案の提案理由であります平成29年4月1日付けの組織再編の概要について御説明いたします。来年度の組織再編につきましては、先ほどの部長の説明にもありましたとおり、平成23年3月に策定し、平成26年10月に改定を行った霧島市組織機構再編計画（第2次）に基づくものであります。別紙「組織比較表（案）」をご覧ください。まず大きな変更点の一つ目としましては、生活環境部の名称を市民環境部と改め、現在は総務部所管の道義高揚、企画部所管の共生協働及び国際交流に関する業務、更に、現在は教育部所管のスポーツ及び文化に関する業務を市民環境部に集約することにより、市民活動関連施策の一体的かつ効果的な推進を図ろうとするものであります。併せて、現在は生活環境部で所管している国民年金、国民健康保険及び老人医療に関する業務を、内容的に関連性の強い業務を所管する保健福祉部に移管することにより、より効果的な施策の推進と各部門の業務量の調整を図ろうとするものであります。次に大きな変更点の二つ目としましては、水道部の名称を上下水道部と改め、下水道に関する業務を建設部から移管することにより、類似性の強い水道・下水道事業の所管部署を集約し、更に効率的な事業運営を推進しようとするものであります。以上が、来年度の組織再編の概要であり、議案第79号では、各部の名称を定めた第1条及び各部の分掌事務を定めた第

2条について、組織再編の内容に合わせ、所要の改正を行うものであります。また、附則において、本条例の一部改正により名称が変わる「生活環境部」及び「水道部」の記載がある「霧島市環境対策審議会条例」等の関係条例について、本条例との整合を図るため、所要の改正を行うものであります。次に、議案第118号につきましては、先ほど申しましたように、来年度の組織再編でスポーツ及び文化に関する業務を教育委員会から市長部局の市民環境部に移管するため、所要の条例を新たに制定しようとするものであります。これらの業務の市長部局への移管については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1項において、地方公共団体は、条例の定めるところにより、教育に関する事務のうち、スポーツに関すること及び文化に関することの管理・執行を市長部局に移管することができることとされており、本条例は当該規定に基づき、必要な事項を定めるものであります。なお、附則において、本条例の制定により、教育委員会から市長部局に所管が移る霧島市牧園地区運動場等の体育施設及び霧島市スポーツ推進審議会について規定した関係条例について、本条例との整合を図るため、所要の改正を行うものであります。以上で、議案第79号「霧島市部設置条例の一部改正について」及び議案第118号「霧島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」の説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する議案2件の質疑を行います。まず、議案第79号について質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

今回の組織改編の中で大きな特徴の一つに、スポーツ・文化振興に関する部局を教育委員会から新しく市民環境部に、従来の生活環境部のほうに移していこうというものがあるのですが、以前よりこの教育部が担っていたものを移行していこうということなのですが、そのことによって従来とどういふ違いが出てくるのかなど、埋蔵文化財関係は残すことでありますけれども、その辺をもう少し説明をしてもらえませんか。法律の改正によってそれが可能になったという説明でありましたけれども、それだけでは少し物足りないと思いますので。

○行政改革推進課長（木野田隆君）

市長部局に今回移すものでありまして、特にスポーツにつきましては、これまで市長部局で所管してきました施策との連携によりまして、更に効果的、効率的な事業推進が可能となるというようなことで、例えば、市長部局で健康づくりとか介護予防とかそういったこともやっておったわけですが、それに合わせて、スポーツキャンプ、チャレンジデー、国民体育大会等を全体的な推進体系を確保するということで一元的にやりたいということです。また、文化につきましては国際音楽祭やらきりしま美術展等の文化イベントとしてプロモーション事業と観光振興事業等との連携によりまして、更なる市のイメージアップや来訪者の増加が期待できる。あるいは、各種文化団体との連携によりまして、芸術文化を生かした地域づくりや高齢者の生きがいづくりを通し、健康寿命の延伸等の新たな取組ができるというようなことで今回教育部局のほうから市長部局のほうに移しまして、そのような効率的な事業推進を行うということから移したというようなことです。

○委員（宮内 博君）

従来、教育委員会で担っていたものよりも、これをこの移すことによってより役割を發揮できるというか、そういう観点も含まれているというふうに今聞こえたのですが、そのことによっていわゆる、人員体制というのはスライドするのか、それとも強化するのかというのはどうなんですか。

○行政改革推進課長（木野田隆君）

先ほど申しました総務部が担っていた道義高揚それから企画部が担っておりました共生協働推進、国際交流についてはこのままスライドの形になると思います。それから、教育委員会部局のほうからの国民体育大会、スポーツ振興、芸術文化についても現在の教育部からのスライドという形になって、一部、特に国民大会等につきましては充実させるということで、ここについての配置人数に

については検討しているということと、それから市民環境部ということで非常にここの業務がこれまでの生活環境部に比べまして大きくなるということで部長等の負担もかなり大きいということから今回ここにスポーツ文化対策官という次長級の職員の配置をするというようなことを考えているということでございます。

○委員（宮内 博君）

もう一つは保険年金課について生活環境部から保健福祉部のほうに移行して来るということになるのですけれど、従来から保健福祉部のほうで担っている規模っていうのは非常に大きいということとで議論もされて来ているところではあるんですけども、実際に人員配置をするにしても国民年金、国民健康保険関係の部署も移ってくることになるのですが、これは機能の強化が図られるのですか。先ほど言ったようにスライドして人員的には同じ規模でしか考えていないということであるが。

○企画部長（塩川 剛君）

人員につきましては、まだ、はっきりしたことは申し上げられないのですが、恐らくスライドするのではないかとこの考え方をしています。保険年金課につきまして、関係する課が多岐に及びまして市民課、税務課、それから高齢、障害、健康増進、というような形で、私も以前、生活環境部長をしていまして、非常に多岐に渡るといのは認識しております。その中で、特に健康増進という意味から最近健康増進課とタイアップして健康老人を増やして医療費を抑えようという取組が重要視されてきておりまして、生活環境部にあるよりもその健康増進課に近い保健福祉のほうに配置したほうがより効果的な事業が展開できるのでないかというようなこと等も踏まえて、今回、保健福祉部のほうへ移動したということとでございます。人員については先ほど申し上げましたとおりで確定をいたしておりませんが、恐らくそういうような流れになるのではないかなというふうに推測いたしております。

○委員（宮内 博君）

当然、健康づくりだとかと関係をするとなると、保健福祉部との連携が不可欠だというのは従来からあるわけです。組織的に規模が大きくなりはしないのかなというところでの懸念から申し上げているところなのですが、人員体制についてはこれから十分議論していくということとありますから、ぜひそこところは御配慮いただければと思うのですが、もう一つは、そのこれから4月1日からの施行ですよね、それで、庁舎が完成して供用開始が5月からということになるんですけど、その間はどんな形でやるわけですか。

○行政改革推進課長（木野田隆君）

新しい庁舎への移転につきましては、供用開始は5月8日の連休明けからになります。今の国分増築庁舎の予定では2月末ぐらいに完成予定でありまして、3月の中旬ぐらいには工事検査ができるということで引き渡しになろうと思います。その後、備品等の搬入を行いながら4月になってから、例えば、商工観光部が移りますので順次新しい庁舎に移しながらやっていくわけですが、今、お尋ねにありましたように、辞令そのものは4月1日に出て、一部、移動をしながらの業務になりますけど、その間は現在の配置の中での仕事をしていただきながら5月の連休のときに一斉に新しい庁舎のほうに移転をして、実際は5月8日から供用開始ということで、その時点で新たなその組織でのスタートになるということで、その間は1か月ぐらいなんですけど、従来の配置における暫定的な運営になると考えています。

○委員（宮内 博君）

特に、同じ庁舎内にある部分については、それが可能かと思いますが、教育委員会部局との関係ではそのようにはいきにくいのかなというふうに思いますけれど、その辺はどんなふうに検討しますか。

○企画部長（塩川 剛君）

物理的にも教育委員会とは離れていますので、先ほど課長のほうから説明がありましたとおり、

引っ越しについては一気にということではなくて、できるものから1か月掛けて順次移して行って連休明けに移れるような形でやっていきたいというふうに考えておりますので、一気に移るよりも、そういう形で時間を掛けたほうが安全ということも考えられますので、現在、そういうふうな方向で業務を進めているところでございます。

○委員（宮内 博君）

そうなのだけど、供用開始にならないと、その担当部局の方は新しい場所で仕事はしないわけですよ。同じ庁舎内にある部分については、例えば保険年金課についてはそれが可能なのかなというふうに思うのだけど、距離的に離れているので、そこを市民の皆さんにとって不具合がないような形でどういうふうな工夫をするのかということなのですね。

○行政改革推進課長（木野田隆君）

そこにつきましては、広報誌のほうで庁舎への引っ越しの時期的なもの、それからレイアウト的なもの、そういったものを含めて市民の皆様方にどこに行けばいいのかというような、混乱がないような広報活動をして周知をしようと考えています。

○委員（岡村一二三君）

新しく市民課環境部のところを見ているのですが、スポーツ文化振興課が入ってきますよと、そういったときに芸術文化関係業務もやりますよと、例えば、横川の場合、公民館で社会教育や文化祭をやっているんですが、それと社会体育の関係で体育館の管理を教育委員会でやっているのですが、結局の元締めの方は市民環境部という名前になってきますが、ここで住民の皆さんが戸惑わないのかなと思ったりもしています。その辺はどのようにクリアされるおつもりなのか。先ほど言った横川の中央公民館の中に教育委員会の社会教育課があるわけなんですけど、市民環境部になりましたよということになるんですよ、社会教育施設として図書館もあるし文化財が入れている施設もあるのですが、これも市民環境部ということになると思うんですが、この辺の住民に対する戸惑いですが、ここはどのように想定されていらっしゃるのか。

○行政改革推進課長（木野田隆君）

そこにつきましては、先ほどの宮内委員から質問がありました組織の再編に伴う周知と併せまして、事務分掌がこのように変わりますということを含めて、2月号の広報誌で市民のほうには周知をしていこうというふうに考えております。今ありましたように、市長部局のほうにスポーツ文化が移り、文化財保護だけは教育委員会の中に残しますが、それ以外の芸術文化については市長部局に移すということで今申された総合支所のほうにおきましても、これまで教育振興課が担っていたものを地域振興課の方にスポーツと芸術文化のほうは事務分掌を移します。そして、社会体育施設関係の管理につきましても教育振興課のほうから地域振興課に移しまして、それ以外の学校関係に絡むスポーツ行事等の分の所掌事務を教育振興課のほうに残していくというような考えでございます。

○委員（岡村一二三君）

ちょっと理解しづらいのですが、例えば、先ほど話をしました、公民館の中に社会教育関係の職員が配置されているわけなのですね。この新しい考え方からすると横川総合支所の中にメインができてそこにスタッフ全部いるということを考えているのですが、今、中央公民館の所に社会教育課があります。あのスタッフが全部、総合支所の中に入ってくるというふうに理解してよろしいですか。

○行政改革推進課長（木野田隆君）

横川につきましては、庁舎の利活用も含めて協議をしております。現在の横川の庁舎の中のスペースで考えますと介護調査員の方がいらっしゃる、今、おっしゃるように教育振興課をすべて来年度移転するというのはちょっと厳しいようでございます。そこで、介護調査員の方々の移転先も含めて今検討しております、そこらが整いますと平成30年の出張所化に向けた中での一括ということで、来年の組織の中では現在の横川の教育振興課につきましては、先ほど申しました1名だけ

を地域振興課のほうに移し、残りの方は現在の体育館のところで、引き続き業務をしていただくというふうになるかと思えます。

○委員（岡村一二三君）

国分庁舎が本庁方式になるために新しい建物ができていますよね。それは何のためにしているのかというのとちょっと乖離してくると思うのですよ。一部分だけ、あそこに残しておくということは、こっちはそうではないわけですから、全部を集めようとしているわけですから。先ほど介護調査委員の話もされましたけど、今、総合支所の保健福祉のところにいるわけなのですよね。これをまた別のところに離すと福祉関係が充実した取り扱いができますかね。例えば、保健センターに移動してもらった場合に、その辺はどのように考えているのか。

○企画部長（塩川 剛君）

今、岡村委員からあったとおりそのような問題も懸念されるところであります。まだ、決定したわけではございませんので、その辺の業務のやり易さといったようなところ等も踏まえまして配置については十分検討していく必要があるというふうに考えております。先ほど課長が申ししたのは、学校教育を除く文化・スポーツの部分について地域振興課のほうへ移すということで、その業務と一緒に1名の人員を地域振興のほうに移すということでございます。したがって、教育に関する部分については、若干、人数は減りますけれども従来どおり現在のところで業務をしていただくというような配置になるかと思っております。

○委員長（今吉歳晴君）

関連ですが、上床、みそめ館の中に教育振興課が入っていますよね。スポーツや文化に関する関係についてはここでやっていますが、そうなりますと市民課は総合支所ですよね。そうなりますと、事務所の体制はどうなりますか。

○行政改革推進課長（木野田隆君）

溝辺庁舎につきましては、現在の庁舎が耐震がなく古いということで、出張所化に向けて平成30年4月の時点までに現在の保健センターのほうに現在の庁舎機能をすべて集約しようということで今協議をしています。そこに最終的には今おっしゃる、みそめ館におります教育振興課も移っていくという考えなんです。先ほど申し上げたように今回のスポーツ・文化が総合支所においても市長部局に移るということから先ほど部長がおっしゃったように地域振興課に1名が移るのですが、溝辺教育振興課だけにつきましては、来年度は特例としまして今吉委員がおっしゃるようにみそめ館の周辺にスポーツ施設が多いというようなこともありまして、いろいろと検討しましたが、地域振興課の職員という身分を残しながら、来年も引き続き、みそめ館のほうで教育振興課と地域振興課の職員が同じ所で業務をしながらスポーツ施設等の維持管理等をしていくと、多少地域振興課の職員になった方は最終的な決裁を地域振興課のところにもらいに行くので、そういう手間はありますが、要望や苦情を聞く場合には、まだ、みそめ館におったほうがいだろうというようなこともありまして、そこだけ特別なのですが、そのような取り扱いをしようと考えております。

○副委員長（平原志保君）

今回、このようにかなり大きく入れ替わるのかなという印象なのですけれども、この教育関係のスポーツ振興、芸術文化が地域振興のほうに移っていくというのは、ほかのまちなどもこういう傾向になるものなのですか。教育のところから外れて芸術やスポーツが地域振興のほうに移っていくというような形をとられるものなのか、ちょっと教えてください。

○企画部長（塩川 剛君）

鹿児島県内におきましては、鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市といったところが同じようなやり方を行っているところでございます。本市におきましては、市民活動に関連した部分を市民環境部のほうへ移すといったようなこと等でやっております。特に現在、共生協働推進課で持っている市民活動支援事業などでは、例えばNPOの関係についていろいろ支援をしていますけれども、霧島創造舞台とかあとNPO単人シニアネットきずな、霧島市子ども囲碁教室実行委員会、子どもエンカ

レジャート霧島，NPO総合型地域スポーツクラブ，史跡・文化財・景観モデルロード実行委員会，NPO敷根とかそういったようなスポーツ・文化に関する部門のNPOの支援をしておりますので，そういったところとも一体的に事業ができるのではないかなというふうに考えているところでございます。また，全国的にも例えば，中教審では逆にスポーツ・文化というのを市長部局のほうに持ってきて，教育のほうに移す場合に条例化というような逆の考え方もあるようでございます。

○委員長（今吉歳晴君）

この上下水道部ですが，上水道と下水道が来年の4月から一緒になるわけですね。水道部については，民間委託がこの前の部長説明で7月か8月頃を目途としているようなことが話されたのですが，それにつきましては，その民間委託となった場合は，やはり人員的なものですかどうなのですか。上下水道部，7月から民間委託になった場合の。

○行政改革推進課長（木野田隆君）

当初，今おっしゃるように水道部につきましては，その民間の包括委託をした場合は，8名の職員が削減できるというふうに考えておりました。ただし，それにつきまして今おっしゃるようはまだ時期がはっきりしませんので，来年度の定員管理計画の中ではそこを見込んでおったのですが，その分がまだ今のところ現状のままという形になります。その包括委託等がうまく契約等ができた場合には，水道部のほうは現段階では8名ぐらいが減るだろうと考えております。

○企画部長（塩川 剛君）

補足ですけれども，今，課長のほうが8名削減と申しましたけれども，水道部としては減りますけど置換えが可能になるとそういうことでございます。

○委員（常盤信一君）

合併して12年になるわけですが，本庁方式を選択をされて，この12年間，組織機構も含めて議論をされてきた一つの成果であろうというふうに期待をしている一人ですが，効果的な推進を図っていくという点でいいますと私が気になるのは，その健康づくりとか生涯スポーツだとかいう話を聞きますと例えば，ここに2回実施をされたチャレンジデーあるいは旧国分時代からしているいきいきサロンであるとか，あるいはパワーリハビリで健康づくりの努力をされたとか様々な経過があるのですが，なかなか保健福祉部と教育委員会のスポーツ部門との連携が取れていなかったり，協議がされなくて非常に困っているのではないかなと自分自身は思ったりもするのですが，そのことが国民健康保険税にどういうふうに影響してきたのか，あるいはするのか。あるいはこれを向こう10年で下げるとか，上げるとかですね。いろいろな計画を立ててもいいのではないかなというふうに考えてきましたが，そういった面でもこの組織の再編が一定の大きな役割を果たすという点で，この効果的な推進を図っていくということになるとすれば，大きな期待をするのですが，そこら辺はなにか具体的な目標がありますか。

○企画部長（塩川 剛君）

現時点で具体的な目標というものは掲げておりませんが，委員の言われるとおりそういったような効果というものは十分想定はできるわけですので，この後のそういうチェック，フォローといったものを続けていく必要があるかというふうに思います。併せてそれぞれの部署で，それぞれの計画・目標というものが設定できるのであれば設定して行って，それらを追う形で何らかのチェックができればなというふうには考えております。また，それぞれ業務を執行していく中で組織等について不具合等があれば，その辺は随時，見直していく必要があるのではないかなというふうに考えています。

○委員長（前島広紀君）

議案第79号について，ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので，次に議案第118号について，質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時51分」

「再開 午前10時52分」

△ 議案第81号 霧島市税条例等の一部改正について

議案第82号 霧島市都市計画税条例の一部改正について

議案第83号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第81号、霧島市税条例等の一部改正について、議案第82号、霧島市都市計画税条例の一部改正について、及び議案83号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について、を審査いたします。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

地方創生の推進等を図るため、昨年12月24日に閣議決定されました「平成28年度税制改正大綱」を受け、「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月31日に可決、公布されたところがあります。同法律の成立を受け、地方税法等の一部が改正され、そのうち、平成29年1月1日以降に施行される事項などに関連して、霧島市税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありますので、今回、議案として提案させていただき次第であります。それでは、まず、「議案第81号、霧島市税条例等の一部改正について」、ご説明申し上げます。改正の内容といたしましては、法人市民税の法人税割の引き下げ、延滞金の計算期間からの控除、軽自動車税における環境性能割の導入、グリーン化特例の延長、医療費控除の特例の創設、わがまち特例の導入、特例適用利子及び特例適用配当等に係る規定の整備等であります。次に、「議案第82号、霧島市都市計画税条例の一部改正について」は、いわゆる、わがまち特例の導入により、その特例率を定めるものであります。最後に、「議案第83号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について」は、特例適用利子及び特例適用配当の額を、国民健康保険税の算定のための総所得金額に含めようとするものであります。なお、その他、法律改正による字句や条番号のずれを修正する改正等も合わせて行うこととしております。詳細につきましては、引き続き、税務課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○税務課長（谷口信一君）

それでは、私の方から詳細につきましてご説明いたします。議案第81号霧島市税条例等の一部改正について、新旧対照表は3ページからになります。項目が多いですので、主なものを抜粋して新旧対照表で説明させていただきます。まず、新旧対照表の4ページの第19条第1項第5号ですが、法人の市民税を申告納付する義務のある法人について、納期限までに納付しなかった場合の加算する延滞金の率について規定するものです。次に、法人市民税につきましては、第34条の4地域間の税源の偏在性を是正し、財源力格差の縮小を図るため標準税率、制限税率が改正されたため、本市の法人割の税率を100分の8.4（現行100分の12.1）に改正するものです。次に、第43条第4項は所得税の確定申告を賦課根拠とした個人住民税の普通徴収に係る延滞金、第48条第5項は法人市民税の申告納付に係る延滞金、第50条は法人市民税の不足額の納付に係る延滞金について、それぞれある一定条件を満たすものは延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたものです。次に、軽自動車税関係ですが、9ページの第80条から第81条の8までです。県税であります自動車取得税に代わり環境性能割を創設することによる改正でありまして、第80条は納税義務者、第81条はみなす課税、第81条の3は課税標準額、第81条の4は税率、第81条の5は徴収方法、第81条の8は減免等、賦課徴収するために必要な事項を規定するものであります。次に、14ページ第90条は身体障害者が所有する軽自動車等課税免除につきまして規定しています。次に、16ページの附

則第6条特定一般用医薬品等（医療用から転用された医薬品）購入費で12,000円を超えて支払った場合、12,000円を超える額を所得控除するものです。上限は88,000円です。次に、固定資産税関係では16ページから17ページ附則第10条の2地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入により、特例率が市町村条例で定められるようになったため、その特例率を定めるものです。再生可能エネルギー関係が主なもので、第10項は太陽光発電、11項は風力発電、12項は水力発電、13項は地熱発電、14項はバイオマス発電、また、7項は都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等に供する家屋及び償却資産、18項は津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得された津波対策に要する償却資産に関する特例率であります。次に、18ページの附則第15条の2から16条までです。15条の2は環境性能割の賦課徴収は当分の間、県が行うこと、15条の3は減免、15条の6は税率の特例、16条はグリーン化特例の1年延長等を規定しております。次に、20ページの第20条の4特例適用利子及び特例適用配当を有する者に対し、当該額に係る所得を分離課税するための所要の規定を定めるものです。次に、議案第82号 霧島市都市計画条例の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表は28ページからになります。附則第2条第4項ですが、先程、霧島市税条例等の一部改正のところで説明いたしましたが、わがまち特例の導入により、特例率が市町村条例で定められるようになったため、都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等に供する家屋及び償却資産に係る課税標準額について、その特例率を定めるものです。次に、議案第83号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表は31ページからになります。附則第16項、17項ですが、これも先程の霧島市税条例等の一部改正と関連がありますが、特例適用利子及び特例適用配当を有する者に対し、当該額に係る所得を総所得金額に含めるというものです。その他、市税条例等には、法律の条番号を引用しているところが多く、今回の法律の一部改正による条例中の条番号を改正している部分もあります。なお、施行日につきましては、法人市民税と軽自動車税に関する部分のグリーン化特例以外は消費税の税率改正時期の変更に伴い延期されています。以上で、今回の条例改正に係る主な改正点につきまして、説明を終わります。御審議の程、よろしく願いいたします。

○委員長（前島広紀君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する議案3件の質疑を行います。まず、議案第81号について、質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

今回の条例の改正は消費税率10%への引き上げということを前提に計画をされていたものと認識をしているのですが、その中からこの法人市民税、軽自動車税に関する部分を改正するというのではないかと思うのですが、まず、お伺いをしたいのは今回の法人税率の法人割の税率の引き下げの関係でございますけれども、これはこの対象となる法人については、市内のすべての法人ということになるのかどうかお示しをください。

○税務課長（谷口信一君）

この改正によります。法人税率の引下げにつきましては、法人割の率でございますので全法人に該当します。

○委員（宮内 博君）

それに伴う今回の税収の減額というのは、どれぐらいを推計されているのでしょうか。

○税務課長（谷口信一君）

税収の減につきましては、先ほど施行日について申し上げましたけれども、消費税率が上がってからの分でございますので、平成31年の10月以降に事業を開始する法人に対して該当いたしますので、今のところ、試算はできていない状況でございます。

○委員（宮内 博君）

平成31年からの分についてということであるが、この不足分については法人事業税交付金が新たに創設をされるというようなことなどもあるかと思っておりますけれども、その辺はどうなんですか。

○税務課長（谷口信一君）

委員の言われたとおりですね、県民法人税割それと市民税法人税割これが減額になっておりまして、この分はすべて地方法人税の税率を引き上げることによって、地方交付税の原資とするというふうにされております。

○委員（宮内 博君）

都道府県から交付する分というのが創設をされると伺っているのですけれど、そのところではなかったのではないですか。

○税務課長（谷口信一君）

法人事業税交付金の創設ということがございまして、これは法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設するというごことばでございます。

○委員（宮内 博君）

実際に今回も消費税額を引上げられたときを前提にして法人市民税を減額するということばでありますけれど、消費税が創設されたのは平成元年でしたかね。それでどれぐらいの法人税が総額で減額をされてきたのかというのは、分かりますか。

○税務課長（谷口信一君）

申し訳ありません。その資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど回答させていただきます。

○委員（宮内 博君）

消費税が創設されて28年ということになるわけですけど、その間の国民の消費税の負担総額ですね、そしてその一方での法人税減税というものがどの程度になっているかということばを、調べた上で御報告願いますか。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時40分」

「再開 午前11時47分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長（谷口信一君）

今の御質問でございますけれども、それぞれの市民法人税の税率が引き下げられたときの影響額につきましては、各法人の法人税額を把握する必要がございまして、集計についてはなかなか難しいところがございます。それから税率につきましては消費税が導入されたからのものを調べれば分かると思いますので、そちらのほうはお答えできると思います。

○税務課長（谷口信一君）

交付金につきましては、私どものほうで所管しておりませんのではつきり言えませんが、先ほど言いました地方法人税の税率が今回4.4%だったのを10.3%になっているということばでございます。

○総務部長（川村直人君）

先ほどの御質問の消費税に伴う法人市民税率への今後の見込みですね。それにつきましては27年度の法人税割の実績を基に試算はしてみたいと思います。それから交付金の関係につきましては、これはマクロな形での試算というのは、なされていると思うのですが、それを本市の場合に適用した場合にどの程度の影響額があるかというは、少し調べないと何とも申せませんのでそれにつきましても、後ほど併せてお答えをさせていただきます。

○委員長（前島広紀君）

後で報告をいただくということで、よろしく願います。

○委員（新橋 実君）

実際、この霧島市の法人があるわけですが、その中で実際に法人市民税を払っている企業です、どれだけいらっしゃるのかですね。その辺も併せて報告をして頂きたいと思います。分かっていたら今教えていただきたいと思います。

○税務課長（谷口信一君）

誠に申し訳ありません。今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11時52分」

「再開 午後 1時00分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長（谷口信一君）

午前中の質問に対してお答えいたします。まず法人市民税の法人税割の税率改正による影響額ということでございますけれども、税率改正を調べてみましところ、昭和56年から次が平成26年に改正されておまして、まず平成26年度と平成27年度を新しい税率と古い税率で計算いたしますと平成26年が大体2億4,000万ほど、平成27年が2億8,000万ほど減額となっているようでございます。それから法人事業税の交付額ということでございますけれども、これについては法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を、従業者数を基準として都道府県が市町村へ交付するというようなことでございますけれども、この県の徴収する事業税の額とか県全体の事業所数というのがちょっと把握できておりませんので、試算は今のところできておりません。それからもう一つ、法人税を支払っている事業者数ということでございますけれども、平成27年度決算でいきますと2,247事業所でございます。63.14%でございます。

○委員（宮内 博君）

その他のところでちょっとわからないのがあるので、説明をお願いしたいと思いますけれど、10ページの対照表のところの第81条の関係について、説明をちょっとお願いしたいと思います。

○税務課長（谷口信一君）

第81条の軽自動車税のみなす課税ということでございますけれども、これは、9ページをちょっと開いていただきたいのですが、右側の方の下から3項、2項とありますね、その2項のところですね。これが第80条に新しい環境性能割が入ってきた関係でこれがなくなりまして、新しく第81条ということで、みなす課税の規定を行っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

ということは、従前からあった制度をそのまま、それが条文が変更になったというふうに理解すればいいんですかね。

○税務課長（谷口信一君）

内容的には同じことでございます。

○委員（宮内 博君）

それに関連して、第90条の関係ですけど、比較対照表の14ページの種別の課税免除というところの第90条で商品であって使用しない軽自動車等というふうになっていますよね。これは、恐らく登録を前提にして課税する、しないということになるだろうというふうに思うんですけど、それであれば、そのみなす課税の部分がないというふうに思うんですけど、ここでは登録の如何は問わないで商品であって使用しない部分については税を課さないという解釈でいいんですかね。

○税務課長補佐兼市民税G長（貴島信幸君）

一応ディーラーとかが店頭で展示をしている車と考えてもらえば結構です。

○委員（宮内 博君）

そうなんだろうとは思うんだけど、ただその登録の有無は問わないということで理解していいんですかということです。

○税務課長（谷口信一君）

この商品であって使用しない軽自動車等というものは登録がされていないものでございます。

○委員（宮内 博君）

登録がされていないのは課税できないわけで、登録そのものがないわけですから。だからあえて書く必要があるのかなというふうに思ったものですから、先ほどの第 81 条のところの部分は、これは、例えば車検証で所有権はディーラーにあったとしても、使用者は個人にあった場合には個人に課するという話ですよ。それで第 90 条の場合は、商品であって使用しない軽自動車というふうになっているので、登録だけはしているけれども使用していないということになるものはこのことによらないと、登録されているのは全部課税するよと、登録されていないのは当然登録そのものがないわけだから課税はできませんよという、これは従来からそういうふうになっているというふうに思うんだけど、新しくここに設けているところの意味合いがちょっと分からないもんですからお聞きしているんですが。

○税務課長（谷口信一君）

これも、10 ページをご覧いただきたいんですけども、10 ページの右側の改正前でございますけれども、ここの部分が、みなす課税が第 81 条でできた関係で、ここの 81 条がそのまま 90 条のほうへ移動して、なっております、中ははっきりその条例の基準に従って作っているところでございまして、先ほど言いましたように登録がされているのは当然課税ということになりますけれども、されていない、現物が実際あるんだけれども商品として飾られているようなものについては課税しませんよというふうな意味合いではないかなと考えております。

○委員（宮内 博君）

第 81 条がここの部分ちょっと見落としました。それにしてもずいぶんスライドしているもんだなと思いましたが、わかりました。それであともう一点、16 ページの第 6 条の関係ですけれど、口述では医療用から転用された医薬品ということでの説明があるんですけど具体的にはどういうものがこの中に入るのかご説明をいただければと思います。

○税務課長補佐兼市民税 G 長（貴島信幸君）

一般用薬品と言いまして、スイッチ OTC 薬とか言われているのですけれども、OTC 薬というのはオーバザカウンターの略でありまして、こちらはカウンターで販売される薬ということで薬局若しくはドラッグストア等で販売される薬になりまして、現在はまだ 80 何種類しかないみたいなんですけれども、1000 種類以上になって通常の一般の風邪薬とか湿布薬とかその辺も該当するようになるということを聞いております。

○委員長（前島広紀君）

ほかに第 81 条についてありませんか。ないようですので次に議案第 82 号について質疑を行いたいと思います。

○委員（宮内 博君）

確認ですけれど、都市計画税の従来の適用を 29 年度まで延長するということで解釈すればいいわけですかね。

○税務課長（谷口信一君）

都市計画税の改正の部分につきましては、市税条例のところのわがまち特例、この部分と関係がございまして、今、委員が言われたように元々法律上で規定はされておるんですけども、今回わがまち特例ということで市町村の条例で定められるようになった部分でございまして、その分の改正ということでございます。それから先ほど委員の方からありました延長ということでございますけれども、法制上も期間を定めて制定されておりましたけれども、今回その期間を 2 年延長してわ

がまち特例を導入したということでございます。

○委員長(前島広紀君)

よろしいですか。ないようですので次に議案第 83 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員(宮内 博君)

ここの部分については国民健康保険税に関係をするところですけど、今回の部分は新設ということで理解すればよろしいわけですね。それで大変わかりにくいのでもう少し分かりやすいようにご説明をいただきたいんですが、外国居住者等の所得に対する相互主義というところの部分をご説明いただけませんか。

○税務課長(谷口信一君)

これは、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるために日台民間租税取決めが締結されたことを受けまして、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当に係る個人住民税について源泉徴収を通じていた課題ができなくなるために申告等に基づく、市民税についてですけれども、基づく分離課税を行うというように整備するものでございまして、国保税の場合はこれを総所得に加えて計算するというような改正でございます。

○委員(宮内 博君)

ちょっと、申し訳ないですね。ちょっと日本と台湾との間での二重課税を回避するための措置であるということですね。実際、霧島市にそういう該当者が出るかどうかというのは、予測が困難かと思えますけれども、これが実際動き出すということになると現在対象になるような世帯というのはあるんでしょうか。

○税務課長(谷口信一君)

市県民税の申告受付等ではちょっと把握できておりませんでしたので、税務署に確認しましたところ加治木税務署管内ではないんじゃないかなというような回答でございました。

○委員長(前島広紀君)

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長(前島広紀君)

ないようですので、ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時20分」

「再 開 午後 1時21分」

- △ 議案第 128 号 霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 129 号 霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について
- 議案第 130 号 霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 131 号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○委員長(前島広紀君)

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、会次第の 5、議案第 128 号、霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第 129 号、霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について、議案 130 号、霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について、及び議案 131 号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを審査します。執

行部の説明を求めます

○総務部長（川村直人君）

それでは、まず、議案第 128 号、霧島市職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。この条例の一部改正は、人事院による育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告に基づき、介護休暇の分割、介護時間の新設、休暇の取得に係る子の範囲の拡大を図るため、所要の改正をしようとするものであります。次に、議案第 129 号、霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について、及び議案第 131 号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、平成 28 年人事院勧告に基づき、国家公務員の特別給（ボーナス）の支給割合が引き上げられる国家公務員の改正給与法が成立したことから、これに準じて市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、それぞれの条例について、所要の改正をしようとするものであります。次に、議案第 130 号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告や他の地方公共団体の給与改定措置等を考慮し、本市一般職員の給料月額や諸手当の改正を行うため、同条例について、所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、引き続き、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務課長（橋口洋平君）

引き続き、議案第 128 号、霧島市職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について、議案第 129 号、霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正について、議案第 130 号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 131 号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、具体的にご説明申し上げます。人事院は 8 月 8 日に国家公務員の給与等について勧告を行っております。勧告の内容といたしましては、本年 4 月分の月例給において平均 708 円（0.17%）民間給与が国家公務員給与を上回る結果となり、平成 27 年に引き続き、月例給の引上げを勧告しました。月例給の改定については、1 級の初任給を 1,500 円引き上げ、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、俸給表の水準を平均 0.2 パーセント引き上げることとしております。特別給（ボーナス）についても、民間の支給状況等を踏まえ、0.1 月の引き上げを勧告しております。なお、国家公務員に関する情勢につきましては、10 月 14 日に政府が「公務員の給与改定に関する取り扱いについて」を決定するとともに給与法改正法案を閣議決定し、国会に提出、11 月 8 日に衆議院本会議で可決、11 月 16 日に参議院本会議で可決、同日、公布、施行されております。本市におきましては、人事院及び鹿児島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及びほかの地方公共団体の改定措置等を考慮し、職員組合と労使交渉を行った結果、合意いたしましたので、今回の定例会に条例改正の議案を提出させていただいたものであります。まず、議案書は 1 ページから 2 ページ、一部改正条例新旧対照表は 1 ページから 3 ページをご覧ください。議案第 128 号、霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての改正条例につきましては、育児に係る休暇に関する子の範囲を「職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子」「里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子」「その他これらに準ずるものとして規則で定める子」にも拡大し、日常的な介護ニーズに対応するため、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められた場合、連続する 3 年以下、1 日につき 2 時間以下で介護時間を取得できる仕組みを新設して職員の申出に基づき、職員が介護休暇を取得できる期間を 3 回以下、かつ、合計 6 月以下の範囲内で認めることを規定いたしております。次に、議案書は 3 ページから 4 ページ、一部改正条例新旧対照表は 4 ページから 5 ページをご覧ください。議案第 129 号、霧島市長等の給与等に関する条例等の一部改正についての改正条例につきましては、第 1 条におきまして、霧島市長等の 12 月の期末手当の支給割合を 1.65 月から 1.75 月へ 0.1 月分引上げる改正を規定いたしております。第 2 条におきましては、平成 29 年 4 月 1 日以降の期末手当の支給割合を 6 月は 1.50 月から 1.55 月へ 0.05 月分引上げ、12 月は 1.75 月から 1.70 月へ 0.05 月分引下げる改定を規定いたしております。第 3 条及び

第4条におきましては、教育長の期末手当の支給割合を第1条及び第2条と同様の改定を規定いたしております。次に、議案書は12ページ、一部改正条例新旧対照表は14ページをご覧ください。議案第131号、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての改正条例につきましては、霧島市議会議員の期末手当の支給割合を議案第130号と同様の改定を規定いたしております。次に、議案書は5ページから11ページ、一部改正条例新旧対照表は6ページから13ページをご覧ください。議案第130号、霧島市職員の給与に関する条例の一部改正についての改正条例の第1条におきましては、一般職と再任用職員の12月の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.1月分と0.05月分引き上げ、また、給料表の増額改定を規定いたしております。第2条におきましては、配偶者に係る扶養手当を13,000円から6,500円に減額し、それに生ずる原資を用いて子に係る手当額6,500円から10,000円に増額しております。なお、この扶養手当につきましては、経過措置を設けており、平成29年度は配偶者に係る扶養手当は10,000円、子に係る手当額は8,000円となります。また、平成29年4月1日以降の勤勉手当の支給割合を6月は引上げ、12月は引き下げる改定を規定いたしております。以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する議案4件の質疑を行います。まず議案第128号について質疑はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第129号について質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

霧島市長等の給与等に関する条例の一部改定の関係でありますけれども、本会議でも質疑があったわけですが、再度お聴きをしたいと思います。今回の引き上げによる、引き上げ額の総額は、どのようになるかについて、それぞれ市長、教育長、副市長、再度お聞きをしておきます。

○総務課長（橋口洋平君）

まず、市長等の一人当たりの年間引き上げ額が、平均で9万2,374円となります。個別には市長が11万2,700円、副市長が8万7,860円、教育長が8万1,075円です。平均が9万2,374円でございます。

○委員（宮内 博君）

これは、あとの131号とも関連をしてくる案件になってくるわけですが、今年の3月議会でも報酬引き上げの提案がなされて、そのときにも当委員会でも議論してきた、そういう経過があるんですけれども、その中で明らかになってきたのは、職員等の給与引上げ等と連動してこういうふうな形で提案をされるということについての部分については、国に準じるというような法律的な根拠は示されていないということの議論がなされたところです。それで、当時も部長自身がおっしゃっているのは、市長の政治判断ということは最終的には決定付けるものだというものであるわけですが、今回どのような形で市長に対して政治的な判断を求めたのかということについて、少し経過をお示しいただけませんか。

○総務部長（川村直人君）

今回の改訂につきましては、人事院勧告で国家公務員がこうなりますよと、そして、市長以下、副市長、教育長の期末手当については、国のこういう部分について、準じて支給割合は定めているのだけれども、それに該当する部分について今回引上げの勧告がなされましたということをお伝えいたしました。そして、県内の他の市の状況についてもその時点で、判明しているところについては報告をいたしました。それで今、委員のほうからおっしゃったように、これについては、上げなければならないということもないと、準じなければならないということもないですよということで、市長のお考えはどうでしょうかということ、お聴きしたところです。その結果、今回の条例提案に至ったところでございます。

○委員（宮内 博君）

今回、当委員会でも午前中議論をしてきたところですが、使用料負担等の引上げ、これが32件提案をされているわけです。本会議の議論の中でも1,870万円の市民の負担が増えるということでやりとりがあったのですけれども、そこいらのことについては、市長に対しては今回の報酬改定についてのことを打診するときに何らかのやり取りがあったのですか。

○総務部長（川村直人君）

使用料の改定については財政状況、それから今回の人件費の値上げのこと、いろいろそういうのを総体的に判断して結論は出されたわけですが、使用料については、本会議でも申し上げましたけれども、本来受益者負担として適正化を図ると、類似の施設の適正化を図るという観点もあって、そして、今の財政状況等もちろん考慮しつつ判断をしているわけでございます。本会議の一般質問に対する答弁でも、もう少し私のほうでも申し上げましたが、今の本市の財政状況ということを見ますと、やはり、今後近い将来的に見ても非常に様々な行財政事情が控えておりまして、厳しいというふうに見込んでいるわけです。それとは別に先ほど言いました使用料等については、3年に1回見直しをしますという、原則としてそういうローリングをしております。ですから、本来なら財政的に余裕があれば、引上げを猶予するというような判断もできるかと思っておりますけれども、そういうところまではいっていないということもあります。また、合併以来類似の施設でなかなか統一していない使用料についてもございました。やはりそういうのは合併して10年以上なるわけですが、一つの市として類似の施設というのはやはり、原則としては同じようなレベルの使用料を取るべきではないかというような議論もいたしたところでございます。そのようなことで今回の使用料改定に至りました。この期末手当の支給割合の改定につきましては、そういった様々なことを勘案して市長が判断されたものと理解を致しております。

○委員（岡村一二三君）

129号と131号の関係ですが、関連がありますのでお尋ねしますが、前回もこの手の一部改正についてはお尋ねした経緯もあるのですが、人事院勧告というのは国家公務員を基にして勧告しているわけですので、市長等と議会議員の関係については、ここに議案の資料をいただいているのですが、人事院勧告と書いてありますけれども、人事院は勧告していないのは明確なんですね。それと民間企業の情勢等を考慮しということが、文面に掲げているのですが、民間企業の情勢等はどうような方法で試算をされたのか明快な答弁を求めたいと思います。

○総務課長（橋口洋平君）

県内の民間企業の給与調査につきましては、県の人事院会で調査しておりまして、それに準じた形で、今度の改正の基本としているところでございます。

○委員（岡村一二三君）

職員の給料のことじゃないですよ。この129号と131号の関係で、民間企業の情勢等を考慮しということで掲げてありますので、職員の分は人事院勧告の関係が書いてありますので、私どもも新聞紙上で把握しておりますので、お尋ねしているこの2点については、どのような積算で計算式を求めて、何人のどんな企業の何人の方の関係を調査してここに上乗せして文面として出されたのかということをお尋ねしているのです。

○総務課長（橋口洋平君）

まず、国の特別職の職員の給与に関する法律の方ですね。一般職員の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与の額も改定するというような形で改定されまして、そういった形で勧告に基づいてされております。それで、本市の場合もこれまでの経緯も含めて、国のある指定職の国家公務員に合わせて特別職の支給率も決定してきたということがございますので、それに準じて改定案を今度出ささせていただいたということでございます。

○委員（岡村一二三君）

これまでも各自自治体が人事院勧告に基づいてされていらっしゃるのは分かるのですが、南九州市ですか、この点については否決されていたようなのですが、今、課長がおっしゃったように考える

のであれば、従来の慣例に従ってというふうにかかれたらよかったのではないかと思うんですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○総務課長（橋口洋平君）

おっしゃるとおりでございますけど、あくまでもこちらの提案理由といたしましては人事院勧告、それから民間の情勢を考慮して本条例の改正を行うということでございます。

○委員（岡村一二三君）

だから私、最初お尋ねしたじゃないですか、民間企業の情勢等とおっしゃるわけですので一般の民間企業の情勢がこの市長等と議会議員にどのように反映するかということですので、どのような調査をしてこのような文面になったのかということなのですよ。例えば、人事院勧告もどんな企業との関係を調べた結果こうでしたよと、何社調べましたよというのが書かれているわけですので、その部分をお尋ねしているんですが、同じ答弁じゃぜんぜん理解できませんので、理解できるまで質問します。

○総務部長（川村直人君）

提案理由につきましては、人事院勧告、民間企業の情勢等を考慮して書いてあります。ここは従来の表現に基づいたものでありますけれども、ここは少しことば足らずでありまして、人事院勧告等がこういう民間企業などをもとに勧告をしているわけです。それで、その人事院勧告に基づいて従来、首長等の期末手当あるいは議員の方々の期末手当の支給割合の目安としている国の指定職の率を準じた形ですと改定をしてきておりますので、提案理由を詳細に言うとそういう形になるということでございます、本市が直接、民間企業のボーナスなどを調査したということではございません。

○委員（岡村一二三君）

くどいようですが、人事院勧告は全国の特定の企業、従業員が何名いる会社、それらを調査した結果なのですよ。で、地方自治体もいくつもあるわけですので、霧島市は霧島市で独自で提案されていらっしゃるんでしょから、霧島市のどんな企業のどんな役員のどの程度調査をしてこうですよというふうにならないと国と地方は違うわけですので、なぜかという報酬もそれぞれ自治体で格差があるわけですから、もうちょっと市民に私どもも分かりやすいように説明をしていただけませんか、私どもはまた市民の代弁者ですので市民にお繋ぎするわけですので。

○総務部長（川村直人君）

特別職の期末手当の改定につきましては、先ほど申し上げましたように従来から国家公務員の指定職に準じた形で支給しておりますので、それが人事院勧告によって提案された改正給与法が成立したことを受けて提案をいたしているということでございます。ですから、先ほど委員の方もおっしゃいましたように従来からそういった形で改定をしてきているので、それに従ったということでございます。職員についても、従来から人事院勧告、それから県内他市の状況等についても参考にさせていただいて給与の改定はしてまいりました。本市は人事委員会もないわけですが、そういった自治体については人事院勧告あるいは県の人事委員会の勧告等に準じた形で給与改定は従来から行っておりますので、その手法を今回も用いさせていただいたということでございます。

○委員（岡村一二三君）

先ほど総務部長のほうでは市長が決定したというような話でしたので、いくらここで総務部長それぞれの職員と議論をしても始まらないと思いますので、提案されていらっしゃるのには市長でしょうから、市長はかねがね自分は、報酬を何割カットですよとおっしゃっているわけですので、こういったとき人事院勧告を運用して引き上ようと、議員まで引上げようというのは私理解できませんので機会があればことう発言があったということをお伝えさせていただきたいと、お願いいたします。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（宮内 博君）

議員報酬の分まで議論をされていますので、もうよろしいですか委員長。

○総務文教常任委員長（前島広紀君）

関連があるからいいと思います。

○委員（宮内 博君）

じゃお尋ねをさせていただきたいと思いますが、先ほど市長、副市長、教育長等については具体的に金額を紹介いただいたところでもありますけれど、この分についても本会議でもありましたが、再度お尋ねをしておきたいと、それぞれどれほどの引上げになって総額は幾らになるかと。

○総務課長（橋口洋平君）

それでは、個別にいきますと、議長が6万2,100円、副議長が4万9,680円、議会運営委員長及び各常任委員長が4万7,380円、各議員が4万6,230円、議員の引上げ総額が118万1,970円となります。つけ加えまして、先ほどの市長等の総額が36万9,495円でございます。

○委員（宮内 博君）

議員の場合、118万1,970円という総額になるということでもありますけれど、先ほど市長の政治判断というところの部分で、今回のこの使用料等の引上げ等についてどういう議論があったかということでお聞きをしたんですけれど、議員の報酬引上げの件に関しては、その件についてはどういう意見交換があったのかそのへんを御紹介いただけますか。

○総務部長（川村直人君）

議員の方々の期末手当の支給割合の引上げについても市長等と同じということで検討いたしました。つまり、条例提案をするのであればどちらのほうもする。しないのであればどちらもしないというような形での議論をし、結果として今回、条例提案をさせていただいたということになります。

○委員（宮内 博君）

今年3月の委員会でも本市の議会の議員の場合、5万円の引上げをやっているということが事実としてもあるわけです。同時に、そのときにもこの議論をしたように、一部の市議会等ではこの議案を否決しているという、そういう状況もありました。今回も先ほどありましたように南九州市議会ではこれを否決しているというような動きもあるわけです。本市議会の場合、引上げを行った上で今、議員活動がなされているわけでもありますけれど、その辺のところの議論もなく、人勧に基づいて提案をするので、同じような提案でいいかという、その程度の議論だったという理解でよろしいわけですか。

○総務部長（川村直人君）

その程度の議論というのは、いかななものかと思うわけですが、前回の議員報酬につきましては、これは私どもからの提案ではなくて議員の方々からの提案だったということでありまして、今回は、執行部のほうから出さしていただいたわけですので、前回のことと今回のことを云々というそういうことについては特に考えなかったということではありません、そういった事実はあったわけですので、ただ、前回がこうだったから今回がこうだということについては特に因果関係というんですか、そういうことについてはございませんでした。

○委員（宮内 博君）

私が言っている前回というのは、今年3月に議論をした当委員会での前回。今年3月に議論しているんですよね、当委員会で議員報酬の引上げの件に関しては。そのときにそのことをかなり議論したんですけれども、それを踏まえてなかったんですかということを行っているわけです。

○総務部長（川村直人君）

先ほど少し議員報酬のことをおっしゃったものですから、その辺もあってというようなことで理解をしておりましたけれども、今回の今年の3月の改定の時にも期末手当の引上げで率の改定でございましたので、それも今回と同様の国のほうの本市の参考としている国家公務員の率が上がったということでさせていただきました。ですから、今回の改定も3月の時と同様でございます。

○委員長（前島広紀君）

今、議案第 129 号と議案第 131 号について質疑がされていると思うんですけれども、改めて議案 130 号も含めまして議案 129 号から 130 号、131 号までの質疑はありませんか。

○委員(平原志保君)

130 号の確認なんですけれども、扶養手当で配偶者とお子さんの分があると思うんですが、配偶者は、配偶者ということで出るんですか、配偶者の方が働いていても、働いてなくても配偶者手当というのは出るんでしょうか。

○総務課長(橋口洋平君)

配偶者手当の基準は、配偶者が 130 万円未満の収入でございましたら配偶者に対する扶養手当が出るということになっております。

○委員(平原志保君)

そうでしたね、失礼しました。あと、お子さんは 22 歳までとなっているんですが、これも収入を得るようになったら外れるということでしょうか。

○総務課長(橋口洋平君)

はいそのとおりでございます。額につきましては配偶者手当と同じ基準でございます。

○委員長(前島広紀君)

ほかにありませんか。議案 129 号、130 号、131 号について質疑はありませんか。ないようですので、以上で執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1 時 5 4 分」

「再 開 午後 1 時 5 5 分」

○委員長(前島広紀君)

休憩前に引き続き会議を開きます。以上で本日の総務文教常任会を閉会いたします。明日は残り 12 件の議案の審査を行います。開会時間は午前 10 時となっておりますのでよろしくお願いいたします。

「散 会 午後 1 時 5 6 分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 前 島 広 紀